

四半期報告書

(第21期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

株式会社**SRA**ホールディングス

東京都豊島区南池袋二丁目32番8号

(E05640)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況 5

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	16
(4) ライツプランの内容	16
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(6) 大株主の状況	16
(7) 議決権の状況	17

2 株価の推移 17

3 役員の状況 17

第5 経理の状況 18

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益計算書	21
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22

2 その他 33

第二部 提出会社の保証会社等の情報 35

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社S R Aホールディングス
【英訳名】	SRA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 亨
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【電話番号】	(03) 5979-2666（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 北井 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
【電話番号】	(03) 5979-2666（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部長 北井 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第21期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第20期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	7,849	7,848	34,053
経常利益(百万円)	309	267	2,059
四半期(当期)純利益(百万円)	154	40	1,238
純資産額(百万円)	14,058	14,538	15,129
総資産額(百万円)	25,834	26,182	27,204
1株当たり純資産額(円)	1,006.90	1,046.30	1,089.15
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	11.17	2.92	89.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	53.9	55.3	55.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,126	273	2,025
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△117	△383	△2,714
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△671	△593	△737
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	12,100	9,600	10,324
従業員数(人)	1,768	1,701	1,696

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は「3. 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社SRA先端技術研究所は、当社の連結子会社である株式会社SRAを存続会社とした吸収合併により消滅いたしました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,701
---------	-------

（注）従業員数は、就業人員で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	12
---------	----

（注）従業員数は、就業人員で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
開発事業	4,985	112.9
運用・構築事業	969	90.9
合計	5,955	108.6

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
販売事業	1,835	94.6
合計	1,835	94.6

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

(3) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 （百万円）	前年同四半期比 （%）	受注残高 （百万円）	前年同四半期比 （%）
開発事業	4,605	93.4	4,573	100.5
運用・構築事業	747	106.6	1,360	94.0
販売事業	2,414	79.9	2,295	86.6
合計	7,767	89.8	8,229	95.2

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
開発事業	4,150	108.8
運用・構築事業	940	90.3
販売事業	2,757	92.1
合計	7,848	100.0

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. セグメント間の取引については相殺処理しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の概況

当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の下げ止まり等から、緩やかに回復しつつありますが、雇用情勢や円高等の懸念材料もあり、先行き不透明な状況で推移しております。

情報サービス業界におきましては、企業の収益改善は続いておりますが、景気の先行き不透明感を背景に、顧客はIT投資に対して慎重な姿勢を崩しておらず、厳しい事業環境が継続しました。

このような状況のもと、当社グループは、当連結会計年度の基本方針である、「安定的な受注体制の確立」、「粗利益率の向上とコスト抑制」および「飛躍への布石としての海外ビジネス拡充」等にグループを挙げて取り組み、第1四半期連結会計期間の連結業績は以下のとおりとなりました。

売上高につきましては、運用・構築事業および販売事業の減収分を開発事業がカバーし、7,848百万円と前年同期比で横ばいの結果となりました。

損益面につきましては、株式会社S R Aと一部の海外子会社のプロジェクトで工事損失引当金を計上したため、粗利益が減少しました。販管費の抑制に継続して取り組みましたが、営業利益は217百万円（前年同期比23.5%減）、経常利益は267百万円（前年同期比13.7%減）となりました。また、四半期純利益は、投資有価証券評価損および関係会社株式評価損等を特別損失に計上した結果、40百万円（前年同期比73.9%減）となりました。

上記のとおり当第1四半期連結会計期間の連結業績については、売上高は横ばいで推移し、損益面では全ての利益で減益という結果になりましたが、減益額は連結業績予想に対して影響を与える水準ではなく、概ね想定範囲内でありました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

①開発事業

開発事業においては、銀行向けの売上高が減少したものの、製造、電力および大学向けが増加した結果、当事業の売上高は4,150百万円（前年同期比8.8%増）となりました。

②運用・構築事業

運用・構築事業においては、学校関連は微増となりましたが、企業関連の受注が落ちこんだため、当事業の売上高は940百万円（前年同期比9.7%減）となりました。

③販売事業

販売事業においては、株式会社A I Tのサーバー等の機器販売の減少等により、当事業の売上高は2,757百万円（前年同期比7.9%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ724百万円減少し、9,600百万円（前年同期比2,499百万円減）となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、273百万円（前年同期比75.7%減）となりました。

これは、主に売上債権の減少1,380百万円、賞与引当金の増加328百万円、税金等調整前四半期純利益112百万円等のプラス要因と、仕入債務の減少706百万円、たな卸資産の増加668百万円、法人税等の支払547百万円等のマイナス要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、383百万円（前年同期比226.7%増）となりました。

これは、主に投資有価証券の取得335百万円、有形固定資産及び無形固定資産の取得54百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、593百万円（前年同期比11.6%減）となりました。

これは、主に配当金の支払553百万円、短期借入金の純減額40百万円等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、7百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の内容に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,960,000
計	60,960,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,240,000	15,240,000	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	15,240,000	15,240,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

株式会社SRAホールディングスは、平成18年9月30日の株式会社SRAとの株式交換契約に基づき、株式会社SRAの平成17年6月29日開催及び平成18年6月29日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の新株予約権者に対して割当交付した当社の新株予約権の内容は以下のとおりです。

① 株式会社SRAの平成17年6月29日定時株主総会決議(平成17年7月20日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	97
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	19,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	257,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,285 資本組入額 643
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4,5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

②株式会社S R Aの平成18年6月29日定時株主総会決議（平成18年8月4日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注) 1	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	12,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	376,400
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,882 資本組入額 941
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、または、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

③株式会社SRAホールディングスの平成19年6月26日定時株主総会決議（平成19年8月9日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注) 1	44
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	8,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	393,200
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,966 資本組入額 983
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成20年3月期の確定した連結損益計算書において、経常利益が38億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

④株式会社SRAホールディングスの平成20年6月26日定時株主総会決議（平成20年8月14日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注) 1	529
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	105,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	324,400
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,622 資本組入額 811
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の平成23年3月期またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が65億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、新株予約権に係る株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

⑤株式会社SRAホールディングスの平成21年6月25日定時株主総会決議（平成22年5月13日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注) 1	451
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	90,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	189,800
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 949 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4, 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は200株とする。ただし、2. に定める株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行うものとする。

2. 当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社第21期(平成23年3月期)における確定した連結損益計算書において、経常利益が28億円以上（以下「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認めない。
- (4) その他の条件については、平成21年6月25日開催の当社第19回定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 会社の組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	15,240,000	—	1,000	—	1,000

(6) 【大株主の状況】

平成22年6月30日現在の株主名簿により、平成22年3月31日において大株主であった丸森京子は大株主でなくなり、以下のザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウントが大株主になったことが判明いたしました。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON 2HD, ENGLAND 東京都中央区月島4丁目16-13	394,000	2.58

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 210,000 (相互保有株式) 普通株式 1,190,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,838,700	138,387	同上
単元未満株式	普通株式 1,200	—	同上
発行済株式総数	15,240,000	—	—
総株主の議決権	—	138,387	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権10個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の中には、自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己株式	32株
相互保有株式	98株

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己株式) 株式会社SRAホールディングス	東京都豊島区南池袋 2-32-8	210,000	—	210,000	1.37
(相互保有株式) 株式会社SRA	東京都豊島区南池袋 2-32-8	1,190,100	—	1,190,100	7.80
計	—	1,400,100	—	1,400,100	9.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	940	937	860
最低(円)	831	801	783

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	管理本部長	取締役	管理本部 副本部長	金崎俊明	平成22年7月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,233	8,957
受取手形及び売掛金	4,891	6,275
有価証券	1,504	1,504
商品	510	385
仕掛品	※1 1,685	※1 1,140
繰延税金資産	643	467
その他	794	610
貸倒引当金	△4	△4
流動資産合計	18,258	19,337
固定資産		
有形固定資産		
建物	320	257
減価償却累計額	△178	△173
建物（純額）	142	83
機械装置及び運搬具	643	697
減価償却累計額	△582	△641
機械装置及び運搬具（純額）	61	56
土地	0	0
その他	105	101
減価償却累計額	△70	△69
その他（純額）	34	31
有形固定資産合計	238	172
無形固定資産		
その他	667	701
無形固定資産合計	667	701
投資その他の資産		
投資有価証券	4,162	4,069
繰延税金資産	1,530	1,586
差入保証金	529	529
その他	939	949
貸倒引当金	△49	△48
投資損失引当金	△95	△93
投資その他の資産合計	7,017	6,993
固定資産合計	7,924	7,867
資産合計	26,182	27,204

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,110	2,818
短期借入金	2,144	2,184
未払法人税等	193	522
未払消費税等	129	243
未払費用	618	570
賞与引当金	898	569
役員賞与引当金	2	0
工事損失引当金	※1 238	※1 148
資産除去債務	14	—
その他	862	518
流動負債合計	7,213	7,576
固定負債		
社債	300	300
繰延税金負債	61	135
退職給付引当金	3,636	3,632
役員退職慰労引当金	426	422
負ののれん	6	8
固定負債合計	4,431	4,498
負債合計	11,644	12,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	4,483	4,483
利益剰余金	9,690	10,202
自己株式	△894	△894
株主資本合計	14,280	14,792
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	375	414
為替換算調整勘定	△175	△133
評価・換算差額等合計	200	281
新株予約権	22	19
少数株主持分	35	36
純資産合計	14,538	15,129
負債純資産合計	26,182	27,204

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	7,849	7,848
売上原価	6,595	6,704
売上総利益	1,254	1,143
販売費及び一般管理費	*1 970	*1 926
営業利益	283	217
営業外収益		
受取利息	3	12
受取配当金	13	13
投資有価証券割当益	—	21
その他	23	19
営業外収益合計	40	67
営業外費用		
支払利息	9	9
証券代行事務手数料	—	3
その他	4	4
営業外費用合計	14	17
経常利益	309	267
特別損失		
固定資産売却損	0	—
投資有価証券評価損	11	51
関係会社株式評価損	—	86
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	13
その他	*2 0	*2 3
特別損失合計	11	155
税金等調整前四半期純利益	298	112
法人税、住民税及び事業税	275	238
法人税等調整額	△132	△166
法人税等合計	143	72
少数株主損益調整前四半期純利益	—	39
少数株主利益	0	△0
四半期純利益	154	40

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	298	112
減価償却費	56	67
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	19	18
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4	3
賞与引当金の増減額 (△は減少)	313	328
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	1	2
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	1
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	—	1
受取利息及び受取配当金	△16	△26
支払利息	9	9
投資有価証券評価損益 (△は益)	11	51
関係会社株式評価損	—	86
固定資産売却損益 (△は益)	0	—
固定資産除却損	0	1
売上債権の増減額 (△は増加)	2,409	1,380
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△658	△668
仕入債務の増減額 (△は減少)	△658	△706
その他の負債の増減額 (△は減少)	611	448
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△270	△114
その他	△242	△189
小計	1,887	807
利息及び配当金の受取額	15	21
利息の支払額	△8	△8
法人税等の支払額	△768	△547
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,126	273
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10	△7
有形固定資産の売却による収入	0	—
無形固定資産の取得による支出	△7	△47
投資有価証券の取得による支出	△90	△335
投資有価証券の売却による収入	19	7
貸付けによる支出	△4	△0
貸付金の回収による収入	4	1
定期預金の預入による支出	△50	△0
定期預金の払戻による収入	20	—
その他	0	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△117	△383

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△114	△40
長期借入金の返済による支出	△4	—
自己株式の取得による支出	—	△0
配当金の支払額	△553	△553
財務活動によるキャッシュ・フロー	△671	△593
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	△20
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	347	△724
現金及び現金同等物の期首残高	11,753	10,324
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 12,100	※1 9,600

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、株式会社SRAと株式会社SRA先端技術研究所は、株式会社SRAを存続会社、株式会社SRA先端技術研究所を消滅会社とする吸収合併をおこないました。そのため、当第1四半期連結会計期間より、株式会社SRA先端技術研究所を連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 10社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、税金等調整前四半期純利益は、13百万円減少しております。営業利益及び経常利益への影響額は軽微であります。</p> <p>また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は14百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「証券代行事務手数料」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「証券代行事務手数料」は2百万円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は238百万円（うち、仕掛品238百万円）であります。</p>	<p>※1 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は111百万円（うち、仕掛品111百万円）であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																				
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当・賞与</td> <td>408百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>29百万円</td> </tr> </table> <p>※2 特別損失のその他の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産除却損</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	給与手当・賞与	408百万円	賞与引当金繰入額	38百万円	退職給付費用	29百万円	有形固定資産除却損	0百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当・賞与</td> <td>367百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>29百万円</td> </tr> </table> <p>※2 特別損失のその他の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産除却損</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金繰入額</td> <td>1百万円</td> </tr> </table>	給与手当・賞与	367百万円	賞与引当金繰入額	36百万円	退職給付費用	29百万円	有形固定資産除却損	1百万円	貸倒引当金繰入額	0百万円	投資損失引当金繰入額	1百万円
給与手当・賞与	408百万円																				
賞与引当金繰入額	38百万円																				
退職給付費用	29百万円																				
有形固定資産除却損	0百万円																				
給与手当・賞与	367百万円																				
賞与引当金繰入額	36百万円																				
退職給付費用	29百万円																				
有形固定資産除却損	1百万円																				
貸倒引当金繰入額	0百万円																				
投資損失引当金繰入額	1百万円																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>11,712</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△115</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)</td> <td>503</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,100</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,712	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△115	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	503	現金及び現金同等物	12,100	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>8,233</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△135</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)</td> <td>1,502</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>9,600</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	8,233	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△135	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	1,502	現金及び現金同等物	9,600
現金及び預金勘定	11,712																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△115																
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	503																
現金及び現金同等物	12,100																
現金及び預金勘定	8,233																
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△135																
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	1,502																
現金及び現金同等物	9,600																

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数

普通株式	15,240千株
------	----------
- 自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,400千株
------	---------

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 22百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	553	40	平成22年3月31日	平成22年6月11日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	開発事業 (百万円)	運用・構築 事業 (百万円)	販売事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,814	1,041	2,993	7,849	—	7,849
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	6	79	99	185	(185)	—
計	3,820	1,121	3,092	8,034	(185)	7,849
営業利益	336	236	180	754	(470)	283

(注) 1. 当社の事業区分の方法は、サービスの種類、性質等の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主な内容

事業区分	事業内容
開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソース・ソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運用・構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス
販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ライセンスを含めたパッケージソフト販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○IT導入に関するコンサルティング・サービス

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	7,072	776	7,849	—	7,849
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	56	6	62	(62)	—
計	7,129	783	7,912	(62)	7,849
営業利益	300	73	374	(90)	283

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 本邦以外の区分に属する国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。
 その他の地域に属する主な国……米国、オランダ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	776	776
II 連結売上高（百万円）	—	7,849
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.9	9.9

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
 2. 国又は地域の区分は、主な国又は地域のそれぞれに属する売上高が少額のため、その他の地域で一括して記載しております。
 その他の地域に属する主な国……米国、オランダ
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社は、「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」の3事業を営む事業会社である子会社を統括管理しております。したがって、当社グループは、「開発事業」、「運用・構築事業」及び「販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの内容は次の通りであります。

- | | |
|---------|--|
| 開発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソース・ソフトウェアによるシステム技術サポートを行なうオープンソースビジネス |
| 運用・構築事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス |
| 販売事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ライセンスを含めたパッケージソフト販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○IT導入に関するコンサルティング・サービス |

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	開発事業	運用・構築 事業	販売事業	計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	4,150	940	2,757	7,848	—	7,848
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	46	109	159	△159	—
計	4,153	987	2,866	8,007	△159	7,848
セグメント利益	309	198	170	678	△461	217

(注) 1. セグメント利益の調整額△461百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

四半期連結貸借対照表計上額その他の金額について前連結会計年度末より著しい変動がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

四半期連結貸借対照表計上額その他の金額について前連結会計年度末より著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社子会社取締役、執行役員、従業員 56名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 90,200株
付与日	平成22年5月25日
権利確定条件	付与日(平成22年5月25日)以降、権利確定日(平成23年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務時間	自平成22年5月25日 至平成23年6月30日
権利行使期間	自平成23年7月1日 至平成25年6月30日
権利行使価格(円)	949
付与日における公正な評価単価(円)	106

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
共通支配下の取引等

1. 株式会社SRAと株式会社SRA先端技術研究所との合併

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- ・ 結合企業
株式会社SRA
システムの開発、運用・構築、機器販売等
- ・ 被結合企業
株式会社SRA先端技術研究所
研究開発

② 企業結合日

平成22年4月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社SRAを存続会社、株式会社SRA先端技術研究所を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後の企業の名称

株式会社SRA

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、市場を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、一層激化する競争に勝ち残るためには、事業構造の再構築が急務であると認識し、競争力の強化、経営資源の集約や人的資源の最適配分による一層の効率化を推し進め、企業体質の強化を図るため、株式会社SRAと株式会社SRA先端技術研究所の合併を行いました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)
当社グループの事業の運営において重要性がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)
当社グループは、賃貸等不動産を所有していないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,046.30円	1株当たり純資産額	1,089.15円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	11.17円	1株当たり四半期純利益金額	2.92円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	154	40
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	154	40
期中平均株式数(千株)	13,839	13,839
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

当社グループの事業の運営において重要性がないため、記載を省略しております。

2 【その他】

(配当について)

平成22年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議致しました。

①配当金の総額	601百万円
②1株当たりの金額	40円00銭
③支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成22年6月11日

(注) 平成22年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

(新株予約権について)

平成22年8月12日開催の当社取締役会決議により以下のとおり2種類の新株予約権(第7回新株予約権および第8回新株予約権)を発行しました。

1. 第7回新株予約権

・新株予約権の発行理由

平成21年3月期から平成23年3月期までを対象期間とする中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的として、当社および子会社の取締役、執行役員、従業員に対し、中期経営計画連動型のストックオプションとして新株予約権を発行する。

・新株予約権の名称

株式会社SRAホールディングス第7回新株予約権

・新株予約権の割当の対象者と人数

当社取締役(4名)および当社子会社の取締役・執行役員・従業員(54名)

・新株予約権の数

442個(新株予約権1個につき200株)

・新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 88,400株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

・新株予約権の行使ができる期間

平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

・新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、当社第21期(平成23年3月期)における確定した連結損益計算書において、経常利益が30億円以上(以下「行使基準目標値」という。)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

・新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

・新株予約権の相続は認めない。

・新株予約権の割当日

平成22年8月26日

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

・増加する資本金の額

・会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

・増加する資本準備金の額

・上記記載の資本金増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 第8回新株予約権

・新株予約権の発行理由

当社は、過去に6回の新株予約権をストックオプションとして発行しているが、そのうち第1回から第4回のストックオプションは、第18期（平成20年3月期）に確定した連結損益計算書において経常利益が38億円以上であるということ行使条件としていた。この行使条件である目標値は達成したものの、一昨年のサブプライム問題発生後の景気収縮が上場会社の株価全般に甚大な悪影響を与えたことにより、当社の株価と第1回から第4回ストックオプションの行使価格が乖離している状況にある。この状況を鑑み、当該ストックオプションの付与対象者で権利放棄の申出をした者に対し、代替の新株予約権をストックオプションとして発行する。なお、発行の経緯を踏まえ、当該新株予約権の行使条件には業績連動の要素は加味しない。

・新株予約権の名称

株式会社SRAホールディングス第8回新株予約権

・新株予約権の割当の対象者と人数

当社取締役（4名）および当社子会社の取締役・執行役員・従業員（63名）

・新株予約権の数

1,214個（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 242,800株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

・新株予約権の行使ができる期間

平成24年7月1日から平成26年6月30日までとする。

・新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ・新株予約権の相続は認めない。

・新株予約権の割当日

平成22年8月26日

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ・増加する資本金の額
 - ・会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ・増加する資本準備金の額
 - ・上記記載の資本金増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社SRAホールディングス

取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 並木 健治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 憲一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SRAホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SRAホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 並木 健治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 憲一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社S R Aホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。